

会議を非公開とする場合の内規

1. 非公開の決定に関すること

- (1) 船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条各号に規定する事由により委員会を非公開とする場合には、条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）では、事前に会議の公開・非公開が決定され情報公開されることから、予め、委員長と協議の上公開・非公開を決定するものとする。
- (2) この場合委員長は、非公開としたこと及びその理由について会議に報告するものとする。

2. 非公開の理由が消滅したときの情報公開に関すること

非公開とした会議の終了後において、非公開の理由が消滅した場合は、要綱第8条第3項第3号の規定により、その会議の会議録等を整備し、速やかに情報提供を行うものとする。